

平成18年11月14日
内閣府

タウンミーティング調査委員会の設置について

これまでに開催されたタウンミーティングの運営上の問題を調査し、新しい運営方針の立案に資するため、以下の通り、タウンミーティング調査委員会を設置する。

- (1) 専門家の知見を得てタウンミーティングに関する調査を行うため、林内閣府副大臣を長とする委員会を内閣府に置く。

川上 和久	明治学院大学教授(政治心理学)
國廣 正	弁護士(内閣府法令遵守対応室法令顧問)
郷原 信郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長
世耕 弘成	内閣総理大臣補佐官
林 芳正	内閣府副大臣

(アイウエオ順)

- (2) 委員会は、調査方針を決定するとともに、調査作業の進捗段階に応じて点検評価を行う。

タウンミーティング調査委員会について

平成18年11月14日
内閣官房長官決定

(趣旨)

- 1 平成13年6月から平成18年9月までに開催された全てのタウンミーティングについて、運営上の問題点を調査し、新しい運営方針の立案に資するため、タウンミーティング調査委員会（以下「調査委員会」という。）を開催する。

(構成員)

- 2 別紙のとおり。ただし、必要に応じ、他の関係者の出席を求めることができる。

(開催)

- 3 調査委員会は、必要に応じて随時開催する。

(庶務)

- 4 調査委員会の庶務は、大臣官房において処理する。

(別紙)

タウンミーティング調査委員会の構成員

(委員長)	林	芳 正	内閣府副大臣
(委員)	川	上 和 久	明治学院大学教授 (政治心理学)
	國	廣 正	内閣府大臣官房総務課法令遵守対応室法令顧問 弁護士
	郷	原 信 郎	桐蔭横浜大学法科大学院教授 " コンプライアンス研究センター長
	世	耕 弘 成	内閣総理大臣補佐官

タウンミーティング調査委員会 運営方針

平成18年11月15日
調査委員会決定

1. 調査委員会の運営

調査委員会の議事手続その他、調査委員会の運営については、この方針の定めるところによる。

2. 議事

林内閣府副大臣が、委員長として、調査委員会の進行を務める。

3. 調査委員会の公開

- (1) 調査委員会は、非公開とする。
- (2) 調査委員会開催後、原則、委員長が記者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 調査委員会での配布資料は、非公開とする。
- (4) 議事概要は、公表する。議事録は、公表しない。

4. その他

この方針に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮り、定める。

タウンミーティング調査委員会の開催状況

11月14日（火） 調査委員会を官房長官指示により設置

15日（水） 第1回調査委員会
・ 今後の進め方 等

17日（金） 第2回調査委員会（持ち回り開催）
・ 調査の基本的な考え方、調査すべき主な項目を決定

20日（月） 第3回調査委員会
・ 調査作業の現状
・ 今後の調査の進め方 等

「タウンミーティング調査に関する情報提供についての
お願いについて」を公表

22日（水） 第4回調査委員会
・ 今後の調査の進め方 等

24日（金） 第5回調査委員会
・ 調査状況の報告及びその取扱い
・ 今後の調査の進め方 等

27日（月） 第6回調査委員会
・ 調査状況の報告及びその取扱い
・ 今後の調査の進め方 等

「タウンミーティング調査委員会における調査作業チームの調査状況の報告等について」（タウンミーティング調査委員長）公表

12月1日（金） 第7回調査委員会
・ 調査状況の報告
・ 今後の進め方 等

6日(水) 第8回調査委員会
・ 調査状況の報告
・ 調査委員会報告書素案 等

8日(金) 第9回調査委員会
・ 調査状況の報告
・ 調査委員会報告書案 等

12日(火) 第10回調査委員会
・ 調査委員会報告書案 等

13日(水) 第11回調査委員会(持ち回り開催)
・ 調査委員会報告書決定

「タウンミーティング調査委員会調査報告書」公表

平成 18 年 11 月 20 日
タウンミーティング調査委員会

タウンミーティング調査に関する情報提供のお願いについて

(お願いの趣旨)

タウンミーティングの運営上の問題に関する調査を適正に進めるため、以下の要領で情報提供を求めることとしました。情報を提供された方の個人情報又はプライバシーの保護には万全の措置を講じますので、関係各位のご協力をお願い申し上げます。

1. 提供を希望する情報等

- (1) 会場における発言又は発言内容の依頼、発言に対する謝礼、組織的な参加の依頼など、タウンミーティングの運営に関して問題となりうる情報。
- (2) これまでタウンミーティングに参加した方(参加証を受領しただけの方も含む。)及びタウンミーティングの運営に携わった方に対して情報の提供をお願い申し上げます。

2. 情報提供に当たってのお願い

- (1) 情報提供をしていただける方は、できるだけ、氏名及び連絡先なども合わせてご連絡いただくようお願いいたします(できれば、別紙「情報提供記入用紙」の様式に記載のうえ、情報提供をしていただければ幸いです。)
- (2) 参加した又は携わったタウンミーティングの日時・場所を御教示いただきますようお願いいたします。
- (3) 事実関係ができるだけ詳しくわかれば幸いです。また、根拠となる書類などがある場合は合わせてご提供いただければ幸いです。
- (4) なお、ご提供いただいた情報について、お話を伺わせていただくこともありえますので、その際はご協力いただきますようあらかじめお願いいたします。

3. 受付窓口(下記の宛先で受け付けております。)

- ・ 電子メール g.towninfo@cao.go.jp
- ・ 郵送 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣府タウンミーティング調査委員会
- ・ ファックス 03-5512-2912 電話 03-3581-2655

4. 情報提供をお願いする期間

できるだけ速やかなご提供を期待しております(11月月末までにいただければ幸いです。)

5. 情報提供者のプライバシー保護等について

情報を提供された方の個人情報やプライバシーの保護については、万全の措置を講ずることとしております。

また、提供していただいた情報は、タウンミーティングの運営上の問題に関する調査について必要な範囲で適切に利用することとします。

情報提供記入用紙

<p>ご氏名</p>	
<p>ご連絡先</p>	<p>(情報の確認先として、連絡先を記入してください。)</p> <p>(住所)</p> <p>〒 -</p> <p>(電話番号・ファックス番号・電子メールアドレス)</p>
<p>提供いただける 情報の内容</p>	<p>(参加又は運営に携わったタウンミーティングの日時・場所)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(当該タウンミーティングへの関わり方 (参加した、参加の申込みをして参加証を受領したが実際には参加しなかった、運営に携わったなど))</p> <p>(運営に関して問題となりうる情報)</p> <p>できる限り詳細な記入をお願い申し上げます。</p>

平成 18 年 11 月 27 日
タウンミーティング調査委員会委員長

タウンミーティング調査委員会における調査作業チームの調査状況の報告等について

1. 調査状況の報告について

第 2 回タウンミーティング調査委員会の決定（調査の基本的な考え方及び調査すべき主な項目）に基づき、内閣府の調査作業チームにおいて、現在実施している調査の状況は以下のとおりである。

- ① 内閣府大臣官房タウンミーティング室（以下「タウンミーティング室」という。）及び内閣府大臣官房会計課（以下「会計課」という。）に現存する資料の精査
- ② 現在及び過去のタウンミーティング室員及び会計課員に対するヒアリング
- ③ 各省庁に対する資料の提出要請及びヒアリング
- ④ 都道府県等に対する資料の提出要請及びヒアリング
- ⑤ タウンミーティングの運営を委託した業者（2 社）に対する資料の提出要請及びヒアリング
- ⑥ タウンミーティング参加者及びタウンミーティングの運営に携わった者に対する情報提供のお願い

2. 調査報告により現時点で判明した事実関係について

下記調査結果は本日時点における暫定的な調査結果である。

(1) 発言及び発言内容の依頼関係

教育改革タウンミーティング以外のタウンミーティングにおいて、発言及び発言内容の依頼があったかどうかについては、11 月 24 日の時点で各省庁及び地方公共団体から様々な情報や資料を入手しているところである。内閣府に保存されている資料や各省から提出された資料等から、発言者の氏名、座席等をあらかじめ把握していた可能性がうかがえるものがあった。また、報道や参加者からの情報提供の中で発言依頼があったのではないかと指摘がされたものがある。

これらについては、追加資料の収集や担当者からの聞き取り等により、更に調査を進め、発言の依頼があったか否か、更に発言内容の依頼があったか否か分析・評価を行う必要がある。

(2) 動員関係

内閣府又は関係省庁から、地方公共団体に対し、一般の方々や関係機関等へタウンミーティングの開催を周知し参加を呼びかけるよう要請するとともに、参加者を集めるように協力を要請した例が教育改革タウンミーティングの中にあることが確認された。その他については、今後、地方公共団体その他の関係機関に参加の取りまとめを要請した例はないか、県庁の職員や教員など特定の関係がある者の参加を要請した例はないか、命令的に参加を要請した例はないか等について、更に調査を進める必要がある。

(3) 謝金関係

別紙1に記載のとおり。

(4) 契約関係

別紙2に記載のとおり。

(別紙1)

謝金関係

1. タウンミーティングにおける発言と謝金の支払いとの関係について

年 度	13	14-16	17、18	合 計
司会者が氏名、 経歴を示して発 言を求めている 者(注1)	50回185人	29回93人	2回4人	81回282人
上記の者のう ち、謝金(5,000 円)が支払われ ている者	不明(注2)	25回65人(注 3)	なし(注4)	25回65人
タウンミーテ ィングの開催数	52回	80回	42回	174回

(注)

- (1) 14~18年度については、タウンミーティングの開始当初から登壇し謝金を支払われている者(いわゆるパネラー等)を含まない。
- (2) 13年度については、内閣府に現存する資料からは個別の謝金の支払状況は不明である。
- (3) 14年度以降、この「25回65人」以外に謝金(5,000円)が支払われている者は確認されていない。
- (4) 精算処理が終了していない第159回以降のタウンミーティングについては、委託業者の回答による。

2. 教育改革タウンミーティングについて

教育改革タウンミーティング(平成15年12月から平成18年9月まで合計8回開催)においては、司会者が氏名、経歴を示して発言を求めている者のうち、謝金が支払われている者はいなかった。

タウンミーティングの運営に係る契約の概要

年度	相手方	契約方式	契約形態	参加業者数	契約日	契約期間	開催回数	支払額(円)	1回平均(円)
13'前期	(株)電通	随意契約(緊急)	総価契約		13.5.23	13.5.23~13.8.10	16	386,473,217	24,154,576
						広告料を除く金額→	広告料を除く金額→	349,559,942	21,847,496
13'後期	(株)電通	企画競争	総価契約	10社	13.8.1	13.8.1~13.12.21	36	552,802,943	15,355,637
						広告料を除く金額→	広告料を除く金額→	452,023,365	12,556,205
						(13'全体) 広告料を除く金額→		801,583,307	15,415,064
14'前期	(株)朝日広告社	一般競争	単価契約	8社	14.4.1	14.4.1~14.7.31	11	79,114,457	7,192,223
14'後期	(株)電通	一般競争	単価契約	4社	14.7.25	14.8.1~15.3.31	15	114,296,212	7,619,747
15'	(株)電通	一般競争	単価契約	4社	15.4.1	15.4.1~16.3.31	28	297,112,917	10,611,176
16'	(株)朝日広告社	一般競争	単価契約	5社	16.4.1	16.4.1~17.3.31	26	242,186,845	9,314,879
17'	(株)朝日広告社	一般競争	単価契約	4社	17.4.1	17.4.1~18.3.31	23	295,540,185	12,849,573
18'	(株)朝日広告社	一般競争	単価契約	4社	18.4.3	18.4.1~19.3.31	19	23,361,455 (3回分)	7,787,152 (3回分)
							計 174 回		